

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。